

四万十町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（平成18年四万十町条例第30号）新旧対照表

改正後	改正前
（育児休業をしている職員の期末手当等の支給） 第7条 （略） 2 給与条例第34条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。</u>）のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。 （育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整） 第8条 育児休業をした職員（<u>地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。</u>）が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日（四万十町職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成18年規則第42号）第26条に規定する昇給日をいう。）又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。 2 （略） （短時間勤務職員についての給与条例の特例） 第18条 短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	（育児休業をしている職員の期末手当等の支給） 第7条 （略） 2 給与条例第34条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。 （育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整） 第8条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日（四万十町職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成18年規則第42号）第26条に規定する昇給日をいう。）又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。 2 （略） （短時間勤務職員についての給与条例の特例） 第18条 短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

改正後			改正前		
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)			(略)		
給与条例第36条第2項	再任用職員	短時間勤務職員	給与条例第36条第2項	再任用職員	短時間勤務職員
(部分休業をすることができない職員) 第20条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。） (2)～(4) (略)			(部分休業をすることができない職員) 第20条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 非常勤職員（地方公務員法 <u>（昭和25年法律第261号）</u> 第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。） (2)～(4) (略)		